

岩手県告示第 652 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 5 条第 6 項において準ずることとされている同条第 1 項の規定に基づき、次のとおり 2 級河川の指定を変更する。

平成 18 年 5 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

新旧の別	水系名	河川名	指定区間	
			起 点	終 点
新	宇部川	泉沢川	左岸 九戸郡野田村大字野田第 13 地割字大平野 84 番 204 右岸 九戸郡野田村大字野田第 7 地割字竹平 46 番 7	宇部川合流点
旧	宇部川	泉沢川	左岸 九戸郡野田村大字平野第 13 地割 75 番 右岸 九戸郡野田村大字野田字寺沢 7 地割 1 番	宇部川合流点
新	宇部川	明内川	左岸 九戸郡野田村大字野田第 22 地割字明内 118 番 7 右岸 九戸郡野田村大字野田第 22 地割字平清水 115 番 1	泉沢川合流点
旧	宇部川	明内川	左岸 九戸郡野田村大字野田字平清水 22 地割 113 右岸 九戸郡野田村大字野田字平清水 22 地割 115	泉沢川合流点